

海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブルが増加 – 年末にかけて特に注意！



全国の消費生活センター等に寄せられる、海産物の電話勧誘販売や送り付けのトラブルに関する相談が急増しており、昨年度の5,000件を上回ることが想定されます。

消費者の親切心や同情心につけ込む勧誘のほか、「買ってもらわないと困る」などの強引な勧誘も目立ちます。また、購入を断っても後日商品が届くなど、送り付けの事例もみられます。カニなどの海産物の購入機会が増える年末にかけて、このようなトラブルが増加する可能性がありますので、特に注意してください。

相談事例

- 以前購入してもらったことのある事業者だと名乗り、携帯電話に海産物の勧誘電話がかかってきた。必要ないので購入しないと断ったが、「通常2万円のところ1万円になる」と言い、「ありがとうございました」と一方的に電話を切られた。もしかしたら年末に届くのかも少し心配だ。海産物が送られてきた場合はどうしたらよいか。(70歳代 女性)



注意

- 電話をかけてくる事業者の中には、消費者が断りづらい状況を意図的に作っている事業者や、消費者がすぐに断れないようにして執拗（しつよう）に勧誘する事業者がみられます。海産物を購入するよう迫られても、必要以上に情に訴えてくる、話の内容に覚えがない・おかしい点がある、連絡先を教えてくれない、勧誘が強引など、少しでも不審な点があった場合は、相手と話し込まずにきっぱりと断りましょう。



ポイント

- 事業者からの電話勧誘を受けて契約をした場合は、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメール等によりクーリング・オフを行うことが可能です。
- 一方的に商品が届いても受け取らない！送り主の名称や所在地をメモするなどして事業者の情報を控えてから、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。
- 万が一、代引配達で代金を支払い商品を受け取ってしまった場合でも、一方的に送り付けられた商品については代金を支払う必要はありません。事業者に身に覚えのない商品であることを伝え、返金の依頼をしましょう。商品の受け取り後に代金を請求された場合も、応じないようにしましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。

消費者ホットライン188 又は 愛媛県消費生活センター
(最寄りの消費生活相談窓口につながります。) 089-925-3700
(相談専用)

日々の安全・安心な生活に『愛媛県警察まもるナビ』
をお役立てください！



iPhoneから
App Store
でダウンロード



Androidから
Google Play
でダウンロード

